



きりん 人事労務  
管理事務所  
発行日: 2016年5月10日

〒333-0831 埼玉県川口市木曽呂 639-1-C 101  
TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509  
e-mail [m.miyazawa@sr-kirin.jp](mailto:m.miyazawa@sr-kirin.jp) URL <http://www.sr-kirin.jp>

## トピックス

## 平成 28 年 4 月 実施の改正 (助成金、子ども・子育て拠出金)

平成 28 年 4 月から、雇用保険二事業の助成金等の見直しが行われています。

また、平成 28 年 4 月以後の月分の子ども・子育て拠出金について、その拠出金率の引き上げが行われています。

### 平成 28 年 4 月 から見直しが行われた助成金等

平成 28 年度予算の成立に伴い、次の助成金等について、新たなコースの新設、コースの整理統合、支給額の見直しなどが行われました。

- |                               |                   |
|-------------------------------|-------------------|
| ① 労働移動支援助成金                   | ⑦ キャリアアップ助成金      |
| ② 高年齢者雇用安定助成金                 | ⑧ 障害者トライアル雇用奨励金   |
| ③ 特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金) | ⑨ 生涯現役起業支援助成金[新設] |
| ④ 地域雇用開発助成金                   | ⑩ キャリア形成促進助成金     |
| ⑤ 両立支援等助成金                    | ⑪ 認定訓練助成事業費補助金    |
| ⑥ 人材確保等支援助成金                  | ⑫ 通年雇用奨励金         |
|                               | ⑬ 建設労働者確保育成助成金    |



たとえば、①の「労働移動支援助成金」の見直しは、そのうちの再就職支援奨励金の支給額の引き上げなどのほか、キャリア希望実現支援助成金を新設するといった内容になっています。

★ 個別の内容については、別途、ピックアップしてお伝えします。

#### ●助成金審査遅延のお知らせ

現在、多くの企業の皆さまから助成金の申請をお受けしていますが、各ハローワーク・各労働局での審査が非常に滞っております。昨年の 10 月までは申請後 4 ヶ月程度で支給されておりましたが、昨年末に申請した支給申請が、4 月に入ってからようやく審査に入ったと連絡を受けております。各ハローワークで形式審査を経た後に管轄労働局で支給決定を受ける審査があります。宮澤がかつて助成金の審査をしていた時代にも、助成金申請が多過ぎて、無給ですが土曜日に出勤して溜まった申請書類の審査をしていた時期もありました。(労働法違反ですね(^\_^))

きりん人事労務管理事務所では申請から4ヶ月を過ぎたところで現状を確認しています。その後は折を見て進捗状況を確認しております。このマメな確認は実は結構効果があります(^^)v

支給決定通知書が届きましたら、Fax・メールにてお知らせ下さい。

### 子ども・子育て拠出金率の引き上げ



- 平成 28 年 3 月分までの子ども・子育て拠出金率……0.15% (1,000 分の 1.5)
- 平成 28 年 4 月分からの子ども・子育て拠出金率……0.20% (1,000 分の 2.0)

[解説]平成 28 年 4 月以後の月分の子ども・子育て拠出金の徴収から、「0.2%」が適用されることになりました。「子ども・子育て拠出金」は、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主(一般事業主)が全額負担するものです。雇用する厚生年金被保険者に子供がいるいない、性別年齢に関わらず、標準報酬月額から算出されます。社会全体で子育て支援に係る費用を負担する、という考えで事業主から徴収されることとなっています。

☆ この拠出金は、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が負担するもの(事業主の全額負担で、被保険者の負担はなし)です。



国民年金、厚生年金といった公的年金の額は、毎年度、物価や賃金、さらには被保険者数や平均余命の状況に応じて改定されることになっています（マクロ経済スライド）。

平成 28 年度は、各状況に照らし、法定の基準により判断した結果、前年度の額に据え置くこととされました（改定なし）。

しかし、被用者年金一元化法により端数処理が変更になったため、平成 28 年度の改定から、月額で数円の増減が生じることになります。

## 平成 28 年度の年金額の例

### ●新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例

	平成 27 年度 (月額)	平成 28 年度 (月額)
国民年金(老齢基礎年金(満額):1人分)	65,008 円	65,008 円
厚生年金*1(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	221,507 円	221,504 円*2

\*1 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

\*2 上記表の厚生年金(報酬比例部分)の場合の端数処理

平成 28 年度については、1円未満四捨五入のため、1,097,866 円(年額)となり、月額で3円変わります。



### ●社会保険加入への動向

「建設産業の再生と発展の為の方策 2011」における提言が発表されて5年。2017 年度末までに企業単位で100%加入を目指す方策です。既に建設業の許可取得・更新に社会保険の加入を確認するなど、社会保険の加入は必須となっています。清水建設は昨年 10 月契約分から社会保険未加入者分も含め、社会保険の事業主負担分を全額支払うことなどを柱にした取り組みを開始しています。翌月には竹中工務店も 11 月 1 日から取引企業に対し、見積もり段階で法定福利費の別枠計上を義務付け、社会保険の加入・未加入にかかわらず、社会保険料の事業主負担分を支払うことを柱にした「社会保険加入促進に関する対応方針」を実施しています。

社会保険は「厚生年金保険」と「健康保険」から出来ていて、社会保険の加入は通常この二つの保険を同時に加入する仕組みです。しかし既に「国民健康保険組合(土建国保等)」に加入している人は、社会保険のうち「健康保険」の加入については適用除外とされます。その場合、「厚生年金保険」のみ加入することとなり、適法に社会保険に加入することになります。土建国保は全額従業員負担となり、会社負担はゼロとなります。(一長一短ありますので、ご相談下さい。)

### ●きりん人事労務管理事務所では

社会保険の加入問題で一番心配なのは未加入企業ではなく、未加入従業員の存在と、標準報酬の不適正申告です。未加入企業に対して 2 年分遡って加入するような指導は今のところ聞いたことがありませんが、社保加入企業に対して、未加入従業員を 2 年分遡って加入させると指導は既に行われています。報酬額の過少申告も同様です。年金事務所の社会保険調査は全事業所を対象に必ず実施されます。

とは言え、2016 年からは未加入企業への加入調査も強化されます。国税庁の調査と一体化し、源泉税からの未加入企業のリストアップが行われているからです。

きりん人事労務管理事務所では、社会保険の加入のご相談をお受けしています。また、社会保険に加入後の調査に備え、日頃から労務管理を明確に書面化することをお手伝い致します。一つ一つ丁寧に説明しながら 1 社 1 社に最適な労務管理をご提案していますので、いつでもご相談下さい。

お仕事  
カレンダー  
5月

5/10

●一括有期事業開始届の提出(建設業)

主な対象事業:概算保険料 160 万円未満かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事

●4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/31

●4月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付

●自動車税の納付

●3月決算法人の確定申告・9月決算法人の中間申告

●6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告

●確定申告税額の延納届出による延納税額の納付